

《書き方の見本》

【相続登記、遺産分割協議が済んでいない場合】

令和 〇〇年 〇月 〇日

(宛先) 高崎市長

申告者 住所 高崎市高松町35-1
氏名 高崎 花子
電話番号 027-321-0000

固定資産税納税義務代表者申告書 (相続人代表者届出書)

高崎市市税条例第74条の3により、固定資産税及び都市計画税の納税義務代表者を下記のとおり申告します。
なお、この届出は地方税法第9条の2の規定(賦課徴収及び還付に関する書類を受領すること。)による相続人代表者としての届けともします。

亡くなられた方の住民票上の住所・氏名等記入してください。

印鑑は忘れずをお願いします。相続人の氏名欄にも押印をお願いします。(認印で結構です)

一番上の欄は、代表して納税通知書を受け取る相続人の方を記入してください。

被相続人	死亡時の住所(ご自宅)	高崎市高松町35番地1			
	ふりがな	たかさき たろう	死亡年月日	〇〇年 〇月 〇日	
	氏名	高崎 太郎			
相続人	1 代表者	住所	高崎市高松町35番地1		
		電話番号	027-321-0000		
	ふりがな	たかさき はなこ	続柄	妻	
	氏名	高崎 花子	相続分	分の	
		個人番号			
	2	住所	高崎市高松町35番地2	電話番号	
	ふりがな	たかさき いちろう	続柄	長男	
	氏名	高崎 一郎	相続分	分の	
		個人番号			
	3	住所	高崎市高松町28番地	電話番号	
ふりがな	たかさき じろう	続柄	次男		
氏名	高崎 次郎	相続分	分の		
	個人番号				
4	住所		電話番号		
ふりがな		続柄		相続分 分の	
氏名		個人番号			
5	住所		電話番号		
ふりがな		続柄		相続分 分の	
氏名		個人番号			
備考	申告者は以下の該当する項目に〇印をつけてください。				
	1 相続登記について	登記完了(令和〇年〇月〇日)		未了	
	2 遺産分割協議	協議書作成済(遺産分割協議書の写しを添付してください)		未済	
	3 相続放棄者	あり(相続放棄申述受理通知書の写しを添付してください)		なし	

【参考】に基づき法定相続人を全員記入してください。

相続放棄をした方がいれば、備考の3は「あり」となります。その場合は、家庭裁判所からの相続放棄申述受理通知書の写しを添付してください。

◆ 相続登記が完了するまでの間、固定資産税の納税義務代表者を、相続人様の中から決めていただくための書類です。この申告書の反映は、ご提出いただいた翌年度の固定資産税納税通知書からです。

- ・ 申告者と相続人全員の印鑑が必要です。印鑑は認印で結構です。
- ・ 添付書類のある場合(遺産分割協議書・相続放棄申述受理通知書)
- ・ 相続人欄に書ききれない場合は別紙(様式は問いません)に記

《書き方の見本》

【相続登記、遺産分割協議が既に済んでいる場合】

令和 ○○年 ○月 ○日

(宛先) 高崎市長

申告者 住所 高崎市高松町35-1
 氏名 高崎 花子
 電話番号 027-321-0000

印鑑は忘れずにお
 願いします。
 (認印で結構です)

固定資産税納税義務代表者申告書 (相続人代表者届出書)

亡くなられた方の住民票上の住所・氏名等記入してください。

高崎市市税条例第74条の3により、固定資産税及び都市計画税の納税義務代表者を下記のとおり申告します。
 なお、この届出は地方税法第9条の2の規定(賦課徴収及び還付に関する書類を受領すること。)による相続人代表者としての届けともします。

被相続人	死亡時の住所 (ご自宅)	高崎市高松町35番地1		
	ふりがな 氏名	たかさき たろう 高崎 太郎	死亡年月日	○○年 ○月 ○日
代表者	住所	高崎市高松町35番地1		
	ふりがな 氏名	たかさき はな 高崎 花子	続柄 妻	相続分 分の
相続人	住所	電話番号		
	ふりがな 氏名	続柄	相続分	分の
	住所	電話番号		
	ふりがな 氏名	続柄	相続分	分の
	住所	電話番号		
ふりがな 氏名	続柄	相続分	分の	
住所	電話番号			
ふりがな 氏名	続柄	相続分	分の	
住所	電話番号			
ふりがな 氏名	続柄	相続分	分の	
住所	電話番号			
ふりがな 氏名	続柄	相続分	分の	
備考	申告者は以下の該当する項目に○印をつけてください。			
	1 相続登記について	○ 登記完了 (令和○○年○月○日)	・ 未了	
	2 遺産分割協議	協議書作成済 (遺産分割協議書の写しを添付してください)	・ 未済	
	3 相続放棄者	あり (相続放棄申述受理通知書の写しを添付してください)	・ なし	
				EX

相続された方を記入してください。

相続登記を完了された方は、この欄の記入は不要です。

相続登記完了の場合、1の部分のみ○をつけてください。2、3に記入は不要です。

※ 記入上の注意

- ・ 続柄は被相続人から見た続柄を記入してください。
- ・ 申告者と相続人全員の印鑑が必要です。印鑑は認印で結構です。
- ・ 添付書類のある場合(遺産分割協議書・相続放棄申述受理通知書の写し)は、必ず添付してください。
- ・ 相続人欄に書ききれない場合は別紙(様式は問いません)に記入して添付してください。

《書き方の見本》

【相続登記は済んでいないが、遺産分割協議は済んでいる場合】

令和 〇〇年 〇月 〇日

(宛先) 高崎市長

申告者 住所 高崎市高松町35-1
氏名 高崎 花子
電話番号 027-321-0000

固定資産税納税義務代表者申告書 (相続人代表者届出書)

亡くなられた方の住民票上の住所・氏名等記入してください。

高崎市市税条例第74条の3により、固定資産税及び都市計画税の納税義務代表者を下記のとおり申告します。
なお、この届出は地方税法第9条の2の規定(賦課徴収及び還付に関する書類を受領すること。)による相続人代表者としての届けともします。

印鑑は忘れずをお願いします。相続人の氏名欄にも押印をお願いします。(認印で結構です)

一番上の欄は、代表して納税通知書を受け取る相続人の方を記入してください。

遺産分割協議書の写しを添付してください。

被相続人	死亡時の住所(ご自宅)	高崎市高松町35番地1		
	ふりがな	たかさき たろう	死亡年月日	〇〇年 〇月 〇日
	氏名	高崎 太郎		
相続人	1 代表者	住所	高崎市高松町35番地1	
		電話番号	027-321-0000	
	ふりがな	たかさき はなこ	続柄	妻
	氏名	高崎 花子	相続分	分の
		個人番号		
	2	住所	高崎市高松町35番地2	
		電話番号		
	ふりがな	たかさき いちろう	続柄	長男
	氏名	高崎 一郎	相続分	分の
		個人番号		
3	住所	高崎市高松町28番地		
	電話番号			
ふりがな	たかさき じろう	続柄	次男	
氏名	高崎 次郎	相続分	分の	
	個人番号			
4	住所			
	電話番号			
ふりがな		続柄		
氏名		相続分	分の	
	個人番号			
5	住所			
	電話番号			
ふりがな		続柄		
氏名		相続分	分の	
	個人番号			
備考	申告者は以下の該当する項目に○印をつけてください。			
	1 相続登記について	登記完了(令和〇年〇月〇日)		未了
	2 遺産分割協議	協議書作成済(遺産分割協議書の写しを添付してください)		未済
3 相続放棄者	あり(相続放棄申述受理通知書の写しを添付してください)		なし	
				EX

※ 記入上の注意

- ・ 続柄は被相続人から見た続柄を記入してください。
- ・ 申告者と相続人全員の印鑑が必要です。印鑑は認印で結構です。
- ・ 添付書類のある場合(遺産分割協議書・相続放棄申述受理通知書の写し)は、必ず添付してください。
- ・ 相続人欄に書ききれない場合は別紙(様式は問いません)に記入して添付してください。

【参考】

法定相続人とは次の方をいいます。

□ 順位

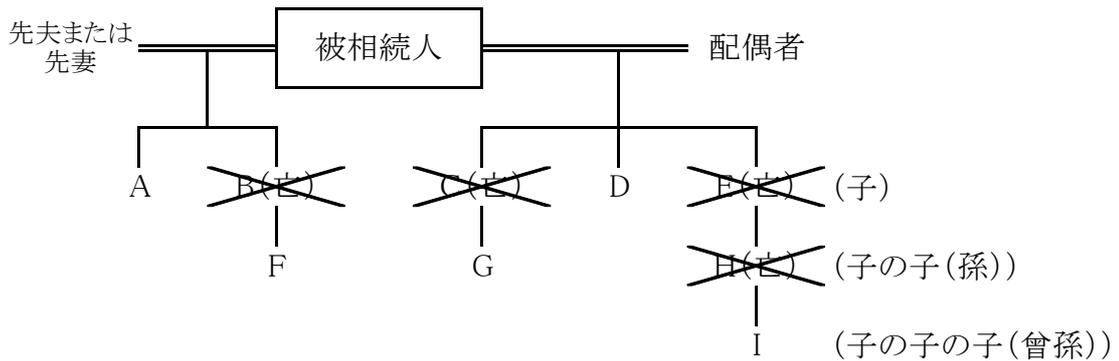
◎配偶者は常に相続人となります。

配偶者以外の相続人は、以下の表により優先順位の高いものが相続人となります。

第1順位 子(または養子)がいる場合

子と配偶者が相続人となります。子が亡くなっている場合で、子の子(孫)がいる場合は、その者も相続人となります。それ以下の世代についても同様の扱いがなされます。

(例)この場合の相続人は、配偶者とA、F、G、D、Iとなります。



第2順位 子がない場合

父母と配偶者が相続人となります。父母が亡くなっている場合で、祖父母がいる場合は、その者も相続人となります。



第3順位 子、父母、祖父母がいない場合

兄弟姉妹と配偶者が相続人となります。兄弟姉妹が亡くなっている場合で、兄弟姉妹の子(おい、めい)がいる場合は、その者も相続人となります。兄弟姉妹の子も亡くなっている場合、兄弟姉妹の子の子には相続権はありません。

(例)この場合の相続人は、配偶者とA、B、C、Eとなります。

